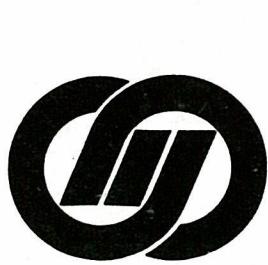


第35号 63.3.11

おもな内容

- 第3回定例会 ..... ②
- 昭和61年度各会計の決算 ④
- そこが聞きたい(第3回定例会) ⑤
- 第2回臨時会 ..... ⑫
- 第3回臨時会 ..... ⑬
- 第4回定例会 ..... ⑭
- そこが聞きたい(第4回定例会) ⑯



# かわづへ 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会



さる2月16日、美濃加茂市の可茂総合庁舎において、議員研修会が開催されました。

この研修会は、可児・加茂郡町村議長会の主催により毎年開かれているもので、今回は県地方課主任主査兼行政係長の種田昌史氏による「議会運営について」と、十六銀行企画部調査課長の宮嶋紀一氏による「最近の経済動向について」と題する講演が行われました。

参加した可児・加茂郡内の町村議会議員130名は約3時間の講演を熱心に聴きました。

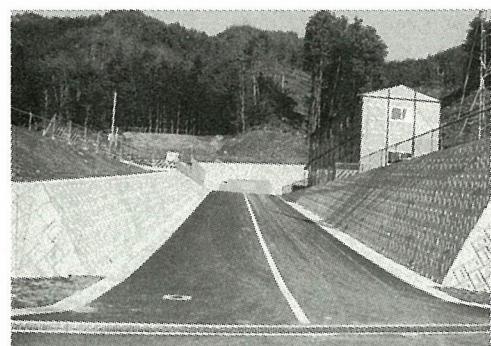
## 第3回 定例会

## 昭和61年度各会計の決算を認定

62年度一般会計予算に1億57万円を追加

雇用促進住宅地への  
進入路を町道認定

昨年、石神地内において雇用  
促進住宅用地の造成が行われま  
った。



認定された矢本三号線

## 町道の路線認定について

九月三十日で任期満了となる  
教育委員会委員の任命について  
町長より同意を求められ、全会一  
致で現教育長の高橋和彦氏（鹿  
塩一〇一二番地の一、昭和七年  
四月十九日生）の再任について  
同意しました。

## 高橋和彦氏を再任

教育委員会委員の任命  
について

## 可決した案件

したが、その用地への進入路  
(延長六十メートル、幅員六・五メートル) を  
次のとおり町道として認定しま  
した。

## 道路認定する路線

整理番号	路線名	起点・終点
三三一八	矢本 三号線	自川辺町石神字矢本 四一六の五 至川辺町石神字矢本 四一六の一

川辺町国民健康保険条例  
の一部を改正

## 国保税滞納者に対する規定を整備

国民健康保険法の改正に伴い  
国民健康保険税の滞納者に対する  
措置が講じられることになりました。  
これをうけ、本町においても被保険者間の負担の公平  
を図る観点から、特別な事情もないのに保険税を滞納している人  
に対して保険者証の返還を求  
めることなど、所要の改正を行  
いました。

昭和六十二年第三回定例会は九月十七日から二十五日  
までの九日間開きました。  
提出された案件は、条例の一部改正、昭和六十一年度  
各会計の決算の認定など合わせて十二件。それぞれ慎重  
に審議し、いずれも原案どおり可決、承認しました。

字(あざ)の区域の変更  
について

下吉田工区内で  
土地改良事業により

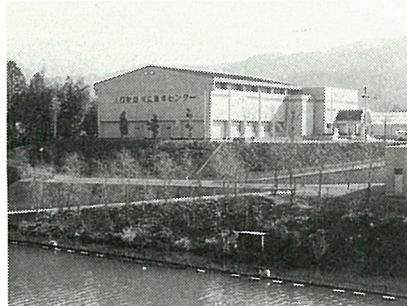
非常勤消防団員等に係る損害  
補償基準を定める政令等が施行  
されたことにより、本条例にお  
いて所要の改正を行つたもので  
す。改正の主な内容は、消防団  
員以外の者で消防、水防作業に  
従事したり、救急業務に協力し  
万一、死亡等の事故にあつた場合  
の補償基礎額を六千五百円に改  
めるなど所要の改正を行つたも  
のです。

又、非常勤消防団員等が公  
務により死亡等の事故があ  
つた場合、損害の補  
償基礎額が別表の  
よう改正されま

消防団員以外に係る  
補償基礎額を引上げ

川辺町消防団員等公務  
災害補償条例の一部を  
改正

階級	勤務年数		
	10年未満	10年~20年	20年以上
団長および副団長	9,570円	10,330円	11,100円
分団長および副分団長	8,040円	8,800円	9,570円
部長、班長および団員	6,500円	7,270円	8,040円



譲渡された海洋センター

雇用促進住宅入居者用  
駐車場用地購入など  
歳出では

雇用促進住宅入居者用駐車場  
事業費一部返済金一千九百五十  
八万六千円など。

水田農業確立対策推進事業補  
助金六十四万三千円、集団間伐  
実施事業補助金百六十三万六千  
円、艇庫用地売払収入七千七百  
六十万七千円、県単林道開設  
事業費一部返済金一千九百五十  
八万六千円など。

より川辺海洋センターが建設さ  
れ、財団より委託を受けて町が  
施設の管理運営にあたってきま  
したが、本年七月、財団から無  
償譲渡を受けました。

これに伴い、条例の中の施設  
の名称「B & G 財団川辺海洋セ  
ンター」を「川辺町B & G 海洋  
センター」と改めるなど所要の  
改正を行いました。

### 財団からの譲渡により 施設の名称等を変更

B & G 財団川辺海洋セ  
ンターの管理運営に関  
する条例の一部を改正

昭和六十二年度一般会  
計補正予算（第四号）

### 雇用促進住宅入居者用 駐車場用地購入など

総額一億五十七万五千円の増  
額補正で、歳入歳出それぞれの  
内訳は次のとおりです。

【歳入】	（単位千円）
県支出金	二六、六五〇
財産収入	七七、六九七
繰越金	三三七
諸収入	一九、九〇一
（単位千円）	
農林水産業費	一六七
労働費	七八、六一六
土木費	一六、五四二
（補正の主な内容）	二〇〇
歳入では	五、〇五〇

用地などの購入費七千七百六十  
九万七千円、町民税等の還付金  
五十万円、水田農業確立対策推  
進事業補助金二百五十一万九千  
円松くい虫被害跡地造林事業

委託料四十一万円、集団間伐実  
施事業補助金百八十八万九千円、  
県単林道開設補助金返還金（端  
洞林道）一千八十八万円、道路  
維持工事費五百万円などです。

今回の補正により、一般会計  
の総額は歳入歳出それぞれ二十  
一億二千四百二十九万九千円と  
なりました。

昭和六十一年度一般会  
計歳入歳出決算の認定



### 六十一年度の医療費 を精算

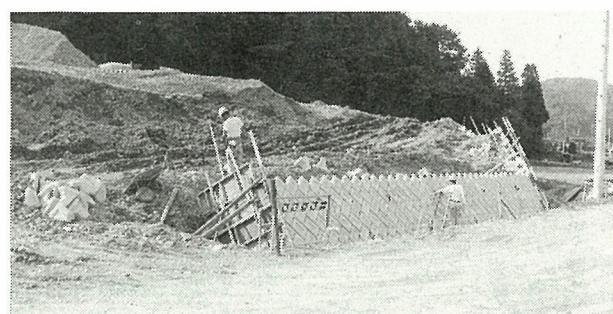
四百八万七千円を追加し、総  
額を歳入歳出それぞれ四億六千  
六百万三千円としました。  
これは、療養給付費交付金に  
ついて、昭和六十一年度分の医  
療費を精算の結果、超過交付と  
なったため還付するものです。

昭和六十一年度国民健  
康保険事業特別会計補  
正予算（第一号）

昭和六十一年度老人保  
健特別会計歳入歳出決  
算の認定  
昭和六十一年度学校給  
食共同調理場特別会計  
歳入歳出決算の認定

昭和六十一年度老人保  
健特別会計歳入歳出決  
算の認定  
昭和六十一年度国民健  
康保険事業特別会計歳  
入歳出決算の認定

昭和六十一年度国民健  
康保険事業特別会計歳  
入歳出決算の認定  
このあと、収入役より各会計  
の決算状況について総括説明が  
あり、議会は決算審査特別委員  
会を設置し、審査を付託するこ  
ととしました。（審査結果は四六



雇用促進住宅駐車場用地の造成

## 昭和六十一年度各会計の決算

# 決算審査特別委員会へ付託執行は適正と認め、本会議で認定

町財政の収入、支出決算は四月から翌年三月まで一年度ごとに区切られて決算が行われます。そして、法律の定めるところにより監査委員の審査を受け、その意見書をつけて議会の承認を受けなければならぬとされています。

昭和六十一年度の一般会計および国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、学校給食共同調理場特別会計の各決算の認定について定例会初日の九月十七日に上程され、収入役の説明を受けた後、同日設置された決算審査特別委員会に審査を付託しました。

特別委員会では、議会休会中の二十一日、二十二日の両日会議を開き、各決算書の審査を行い、留意すべき点はあるものの予算の執行状況は適正と認め、二十五日の本会議に報告、いずれも全会一致で認定しました。

芳郎、副委員長＝酒向芳喜、委員＝井戸徳、井上幹雄、佐伯邦博。

## 委員会での審査結果

### (審査事項)

昭和六十二年九月十七日、定例会において審査の付託を受けた認定第二号から認定第五号までの審査を終了したので会議規則第五十八条の規定により報告する。

一、昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算  
二、昭和六十一年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

審査にあたっては、各会計毎に決算書および主要施策とその成果表に基づき調査を実施した。そして、必要に応じて証拠書類の提出を求め、委員それぞれ独自に質疑にあたり説明を受けた後、まとめの会議を開き委員会としての態度を決定した。

当委員会としては、審査にあたり委員各自全般にわたり審査するとともに更に認定第二号については井戸徳委員、酒向芳喜が減になり四百一万二千三百円

の認定について  
三、昭和六十一年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、付託された事項すべて認定すべきものと決定しました。

### (決定)

不用額百三十九万八千八百八十二円については、測量委託料十三万円が不用となり工事請負差金十七万九千円も不用となる。また、負担金補助金および交付金公共急傾斜地崩壊対策事業費の確定により負担金が減になつた分百五万九千円が不用となつた。

不用額百三十九万八千八百八十二円については、測量委託料十三万円が不用となり工事請負差金十七万九千円も不用となる。また、負担金補助金および交付金公共急傾斜地崩壊対策事業費の確定により負担金が減になつた分百五万九千円が不用となつた。

本委員会は、九月二十一日および九月二十二日の両日、午前九時より会議を開き、付託された前記事項について審査を行つた。

今回の委員会は、特に予算現額と支出済額との比較について各会計の収入未済額について収入役および担当課長に説明と資料の提出を求め了解した。

今回の委員会は、特に予算現額と支出済額との比較について各会計の収入未済額について収入役および担当課長に説明と資料の提出を求め了解した。

### (留意事項)

不用額八十九万六千五百七十六円は燃料の値下りにより差額が生じたものである。

①道路新設改良費について  
不用額六百八万二千八百五十円。この主な理由としては公有財産購入費の四百四十九万五千三百円が不用になつた。町道四〇〇一号線(鹿塙字白砂)の改良工事に伴い用地買収面積が概ね八千三百平方㍍を見込んでいたが県道の取付工事の計画変更により六千二百一平方㍍に用地

需用費について  
不用額百四万三千一百四十一円については、六月の降雨によりナイターの利用が少なく電気料金の使用量の低下による。  
⑤社会教育費、公民館費のうち需用費について  
不用額九十七万六百七十四円は、電気の契約変更によるものである。  
⑥農林水産業施設災害復旧費について  
不用額百三万八千円は、今年

委員、認定第三号については井上幹雄委員、認定第四号については佐伯邦博委員、認定第五号については田原芳郎委員がそれぞれ審査にあたり終了した。

不用になつた。および町道改良予定地の用地買収ができなかつた分四十八万三千円が主たる要因である。

度は災害がなかつたためである。  
 ⑦林業施設災害復旧費について  
 不用額自二十四万八千円も今年  
 度は災害がなかつたためである。  
 ⑧公共土木施設災害復旧費につ  
 いて  
 不用額二百十七万四千二百八  
 十円も今年度は災害がなかつた  
 ためである。なお、一千九十万  
 円の事業については、昭和六十  
 年度災害による寺洞川の河川復  
 旧費である。

二、国民健康保険事業特別会計  
 について

収入未済額一千五十八万七千  
 二十九円（現年度分四百十三万  
 五千円、滞納繰越分六百二十七  
 万六千六百二十四円）に対して  
 は極力収納に努力すべきと思わ  
 れるが、議案第二十九号に提案  
 されている川辺町国民健康保険  
 条例の一部を改正する条例によ  
 り、ある程度の収納効果はあ  
 るものと考えられる。

### 三、学校給食共同調理場特別会 計について

予算現額と収入済額との差が  
 三百九十四万二千九百三十円で  
 あり、予算現額に対しても六・五  
 %である。その主たる原因は給  
 食児童数の減少と購入野菜類の  
 値下がりにより、安定供給を受  
 けたためである。

## 一般会計決算の状況

歳入総額 24億473万円

町税 7億5,920万円 (31.6%)
地方交付税 (28.0%) 6億7,248万円
繰入金 3億1,598万円 (13.1%)
諸収入 1億6,066万円 (6.7%)
繰越金 1億441万円 (4.4%)
県支出金 7,918万円 (3.3%)
使用料、手数料 7,366万円 (3.1%)
国庫支出金 5,603万円 (2.3%)
財産収入 4,877万円 (2.0%)
その他 1億3,436万円 (5.5%)

(千円未満四捨五入)  
 歳出総額 23億3,027万円

総務費 8億5,829万円 (36.8%)
民生費 3億331万円 (13.0%)
公債費 2億3,774万円 (10.2%)
衛生費 2億3,156万円 (9.9%)
土木費 2億1,647万円 (9.3%)
教育費 1億8,941万円 (8.1%)
農林水産業費 1億3,759万円 (5.9%)
消防費 8,503万円 (3.7%)
議会費 4,636万円 (2.0%)
その他 2,451万円 (1.1%)

## 会計別決算の状況

(千円未満四捨五入)

会計別	区分	決算額
一般会計	歳入	24億 473万円
	歳出	23億3,027万円
国民健康保険事業特別会計	歳入	4億 440万円
	歳出	3億9,765万円
老人保健特別会計	歳入	3億 745万円
	歳出	3億 688万円
学校給食共同調理場特別会計	歳入	5,720万円
	歳出	5,716万円
合計	歳入	31億7,378万円
	歳出	30億9,196万円

## 町税の内訳

(千円未満四捨五入)



一 般 質 問

そこが聞きたい

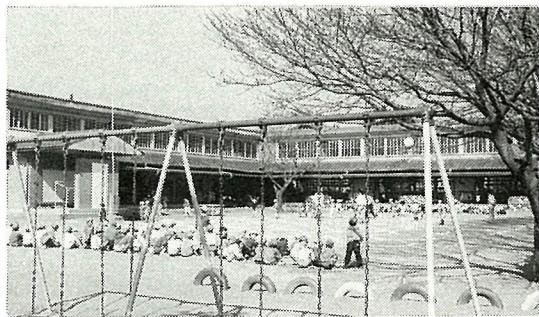
九月定例会の一般質問は、会期最終日の二十五日に行われ、五人の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針について質問しました。

その質問と答弁は次のとおりですが、内容については第一回目の質問、答弁であり、紙面の都合により要約してあります。

**田原芳郎 議員**

**第一保育園の改築について**

問 当初予算において設計委託料が計上されているが、県との打ち合わせの経過と今後の見通しについてお尋ねしたい。



63年度改築予定の第一保育園

整備を図るために昭和六十三年度には何としても改築するということでおもて皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

今後、細部について県との協

**六十三年度に改築、ご理解とご協力を**

答 (住民課長) 現施設は昭和三十六年に定員百三十名で発足し、増築等も行つてきたが設備が不十分で老朽化が進んでいる現状である。保育に必要な施設

議を重ね、最終的には県と国との協議は来年二月下旬の予定となつておおり、事業の最終的な決定は六月頃ということを聞いています。

**老人福祉センターの設置について**

以上の人口は、昭和七十年度には約二千人に達すると推定されている。高齢者の能力活用を図ることはもちろんあるが、他方老人福祉施設の設置も必然的な要素となってくる。財政的な問題などいろいろ考えるとすぐにはできないから、今から準備願いたいと思うが、これについてのお考えをお聞きしたい。

**用地確保が課題、財政面含めて慎重に検討**

答 (住民課長) 本町においても高齢化が進み、現在総人口に占める六十五歳以上の人口比率は一四%に達している。今後一層高齢化が進み老人福祉の諸問題が活発化されるのは必至と思われ各種の相談機能回復訓練の場、教養講座の開講等総合的な施設の建設ということに多く

の方が望んでおられることと思う。問題点として用地確保について大きな課題と考えるが、その選定について将来的観点から考えて、財政面を含めて慎重な検討が必要であろうと思うので今後ともご理解、ご協力をお願ひしたい。

**社会福祉協議会の法人化実現を**

母子福祉、身障者、老人福祉等いろいろな方面で福祉が必要となつてある。他方では公共施設の清掃等ボランティア活動が皆さんのご協力により行われている。町民が福祉活動に参加し奉る。町民が福祉への関心を高め、その充実を図るためにも社会福祉協議会の法人化実現に向けて研究努力されたいが、そのお考えをお聞きしたい。

**将来的には望ましいので検討していただきたい**

答 (住民課長) 社会福祉協議会のあり方としては、住民参加によって本来の事業活動並びに福祉団体等への助成など推進すべきであると考えている。社会

福祉事業法に基づいて法人化を進めていくということについては町民の深いご理解とご協力が必要であり、行政側においても機能の充実のため、かなりの経費の負担増が予想される。しかし将来的には法人化組織とすることが望ましいと思っているので、引き続きよく検討していく

**社会教育機能の十分な活用を図るため館長を**

社会教育施設としての公民館の活動内容を充実させるためには現在のように多様化した教育行政をつかさどる教育委員会の管理下においては、仕事の量からも無理のように思われる。町民の生涯学習の多様化に対応しながら十分なる機能の活用を図るには有能な館長を迎えるが、運営する必要があると思われるが、ご所存をお尋ねする。

**積極的に検討を進めたい**

答 (教育長) 臨教審の第三次答申にかんがみ、本町の公民館活動においても講座、サークル等活動内容の拡大を図り、町民

の皆さんニーズに沿うよう一丸となって努力しているが、期待には十分な対応ができるかねて、今後その対応の仕方に十分検討し、体制を整えていきたいと思つておる、手薄な面についてカバーのできないところもあるので、専任の公民館長の設置については積極的に検討を進めていたいと思つておる。

こうした状況の中で商工会は県に対して経営指導員の派遣を要請されようとしているが、行政の助力なくてはその実現も不可能と思われる。ゼビとも協力していただきたい。

員の派遣をしていただくことである。商工会としては、将来の展望を模索研究し、また事務処理の効率をあげるためにも有能な経営指導員が必要と思われる。

こたは極めてすばらしいことでありますので、十分行政的な対応をいたし派遣できるよう努力したい。



「学習の拠点」中央公民館

### 商工会の経営指導員 要請に助力を願う

問 川辺町商工会は、町の活性化のために青年部を中心となつて川辺踊り、産業文化祭等各種行事に参加したり、町へ積

答（産業課長）経営指導員については、小規模商業者数による定員等聞いてみるが、派遣の要請については今後、前向きに協力していきたい。

### 商工会発展のため派遣 できるよう努力したい

答（町長）商工会におかれでは町行政に対する格別なご協力をいただいており、常々感謝をしている。先般、商工会長さんより経営指導員の要請について六十四年度には一人派遣が願えていることを県の方から話をあつたと聞いている。行政としても商工会の発展のため、指導

### 事件の発生は現在ない 今後も努力していく

答（教育長）本町においては青少年健全育成町民会議の積極的な活動により、学校と家庭、地域が連携して非常に適切な指導をしていた。このおかげにより、文部省の詳細な

### 不耕作地の有効利用 計画はあるか

問 最近の農地は、ほ場整備事業によって構造が一新されたが、反面米の減反政策、農業従事者の高齢化等によつて単純休耕や耕作放棄のため荒廃地が目

答（教育長）昭和六十年度に

問 本町では青少年健全育成を町ぐるみの運動として推進され、その成果も着実に現われていると思う。しかし、テレビ・新聞等によれば全国的にいじめ事件が増えつある。本町における最近の状況、教育委員会の対応についてお尋ねする。

答（産業課長）統計発表によるいじめ、校内暴力等の悲惨な事件は幸い発生していない。また、登校拒否、心配行為についても学校側との連絡をとりながら調査しているが現在は発生していない。今後もなお一層教育委員会を中心として学校との連絡を密にし、地域の協力をいただきながら健全育成に努めていきたい。

### 西小ナイトー照明の 増設を願いたい

問 西小学校運動場のナイト照明施設について、危険をともなうので校門より北方へ一灯増設していただきたい。

難しい面もあるが、できるだけ確保に努めたい。

### 青少年育成の現況について伺う



心身ともに健やかな青少年の育成を願つて……

答（産業課長）農用地利用、農用地高度利用促進事業とともに、現在農用地域内の農地について農業委員会が中心となり農用地の貸し手農家および借り手農家の掘り起し活動により、利用権等の集積を通じて農地の有効利用を図る活動を行つていい。また、登校拒否、心配行為についても学校側との連絡をとりながら調査しているが現在は発生していない。今後もなお一層教育委員会を中心として学校との連絡を密にし、地域の協力をいただきながら健全育成に努めていきたい。

### 農業委員会を中心とし て今後も有効利用を

につくようになった。放棄地については農業委員会等が積極的にチェックされ保全手入の警告や借り手の斡旋するなど有効利用される計画はあるか。

おいて一基増設し照度の確保に努めているが、西小グランドが長方形というような形態から十分な照度の確保は困難である。また、グランドが学校施設という面から考えると遊具等の関係で非常に難しいが、順次改善修理を加え、特に六十一、六十二年においては継続事業として安定器の更新も行っており、できるだけの照度の確保に努めていきたい。

### 駅前通りなど今後の都市計画について問う

問 昭和三十年来、執行部あ

るは議会の先輩方のご努力により教育施設の充実、新庁舎の実現等をみて、一応所期の目的が達せられたという段階である。今こそ、今後の川辺町の都市計画を見直すときであり、特に私は、表玄関である駅前通りと

答（町長）昭和五十九年に川辺町商工会において県の商工労働部の指導のもとに広域商業診断が実施された。その中で駅前通り、また中町商店街の拡幅整備等についての指摘を受けていた。

**理想的なことであるが極めて難しい問題**

二年においては継続事業として大体十四才から二十才ほどの道路幅が必要と思われる。現在の家屋の状況をみれば、商店街とり取り壊しの問題が考えられる。二十一世紀へ向けての長期的な計画から考えれば必要があると思うが、現段階においては、その整備計画はもつてない。

答（企画室長）現況から考慮すると二車線歩道付きというと大体十四才から二十才ほどの道路幅が必要と思われる。現在の家屋の状況をみれば、商店街とり取り壊しの問題が考えられる。二十一世紀へ向けての長期的な計画から考えれば必要があると思うが、現段階においては、その整備計画はもつてない。

### 現段階では整備計画はもつてない

市計画を組んでいただきたい。

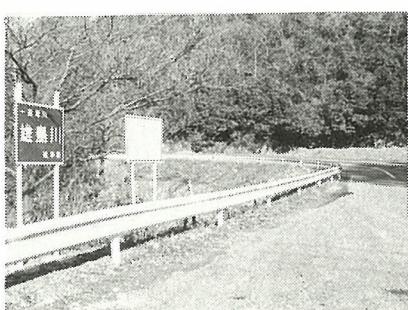
から規制すべきであるとのござ見もあつたが、ごもつともである。極めて難しい問題であり、十分皆さん方のお知恵を拝借し努力していきたい。

### 洞戸・川辺線主要地方道の整備について

主要地方道洞戸・川辺線は徐々に改良はされてきているが、片側河川で、また非常に急で何ともならない。今後ゴルフ場の工事も終わり、お客様を招くにしてもまた、小中学生の通学道路であること、さらに国道四十一号バイパスの路線もほぼ決定している。

二十一世紀のクルマ社会における将来を展望するとき、大谷道を二車線片歩道付きで、ずい道化とする道路の実現に向けてご努力願いたい。

### 危険区域改良の要望は県へ陳情等を実施



危険区域は重点的に改良

### 砂利原石採集のダンプの往来について

問 最近各地で砂利の原石採集が行われているが、大型ダンプによつてピーカになると五台、六台と狭い道路を通つている。

道路においても測溝、舗装が痛み、また交通安全の面、あるいは住民の往来においても著しく迷惑を被つてゐる、事前に取り決めや打合せ等はないか。

また、ダンプの往来について、地元住民が迷惑するよう狭い道路を通らず、広い道路をなるべく通るよう指導はできないか。

### 井上幹雄 議員

さんもこの同盟会に参加される。片歩道付き二車線道路、大谷のずい道化について将来的に

など年々努力をしている。

また、地元には国會議員や県議会議員もみえるので力を借りて、今後改良の目的に向かつて進めていきたいと考えている。

### 関係町村で同盟会を設立し、努力している

答（町長）洞戸・川辺線主要地方道の整備については、美濃加茂市、美濃市、川辺町、武儀町、洞戸村の二市三町村で洞戸・川辺間は総延長四十二・一才。<sup>\*</sup>。そのうち本町内の延長は三・七才ある。県単事業で危険区域を重点的に改良され、現在約八百五十才が改良されてい

ます。片歩道付き二車線道路、大谷のずい道化について将来的に必要かと思われるが毎年鹿塩等もあり、県に対して早く改良されるよう要望・陳情している。また洞戸・川辺間については改良促進同盟会が結成されており、その中でも毎年陳情を重ねている。

谷のずい道化について将来的に必要かと思われるが毎年鹿塩等もあり、県に対して早く改良されるよう要望・陳情している。また洞戸・川辺間については改良促進同盟会が結成されており、その中でも毎年陳情を重ねている。

谷のずい道化について将来的に必要かと思われるが毎年鹿塩等もあり、県に対して早く改良されるよう要望・陳情している。また洞戸・川辺間については改良促進同盟会が結成されており、その中でも毎年陳情を重ねている。

めて県に申請している。特に道路の使用については、申請書の中において通る道路を明示する。それから、道路および測溝の修繕は原因者でやつていただき地元関係者からの要望・苦情があつた場合には、当事者が誠意をもつてあたるということで意見もつけてある。さらに調査し業者へもその旨話をし、また県からも指導していただこうとする。

### 町税令書の配布について

問 年度当初に配布される町税の令書について、個人的な所得、また税額等記載されており、イバシーの問題もあって、名前だけで、記載事項を伏せるとか隠すようにして配布することはできない。

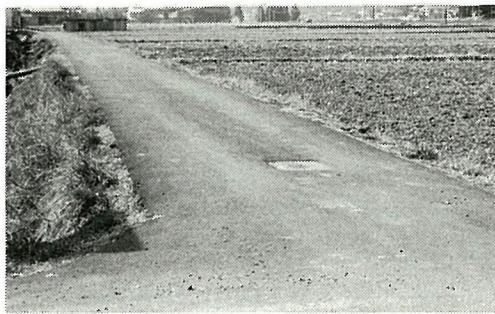
### 各納税組合の中で話し合いにより対応

答（税務課長）町税令書の配布の方法については、各納税組合の中で、申し出あるいは希望により取り扱い方法を話し合つ

て、窓空き封筒による発送をしている。

### 支線農道の舗装を早く実施されたい

問 各地区の支線農道について舗装の段階がどの程度できてるか。そして、まだ支線農道でも生活道路、また通学道路に使用している路線もあり、こうした路線についてなるべく早く舗装を実施されたい。



舗装は利用率の高い道路から順次実施

### 予算の範囲において順次実施していく

答（土木課長）町道全体の舗装状況では現在約六四分が完了

問 燃えるゴミの収集を現在週一回実施されているが、一回の収集ではゴミの保管に困る家が多く、また腐敗の早い季節は悪臭に悩まされている。美濃加茂市、可児市はもちろん、坂祝町、富加町などでは週二回、坂祝町では夏場は三回収集されている。そして、ほとんどの市町村で全区域の収集を対象としている。

当町においても、ゴミの収集を週二回以上行い、合わせて収集地域の対象を全町としたい。

経費抑制のためにも当面は現状の形、ご協力願いたい  
答（住民課長）ゴミの収集は五十五年の四百四十七ヶ所に対し、

している。特に生活道路や通学路で使われているところもあり、こうした利用率の高い支線については予算の範囲内で逐次実施していきたい。

### 船戸進議員

### 家庭廃棄物の処理について

①ゴミ収集は週二回以上、金町を対象地域とされたい

問 燃えるゴミの収集を現在週一回実施されているが、一回の収集ではゴミの保管に困る家が多く、また腐敗の早い季節は悪臭に悩まされている。美濃加茂市、可児市はもちろん、坂祝町、富加町などでは週二回、坂祝町では夏場は三回収集されている。そして、ほとんどの市町村で全区域の収集を対象としている。

年度実績で手数料として二百二十四五万七千円の収入に対し袋代、収集運搬委託料、衛生センターの処理負担金など一千二百五十五万一千円の支出になつていて、つまり袋一枚にすると三十円の収入に対し、百六十八円の経費がかかっている現状である。こうした状況の中でも今後少しでも収集量を減らす方策また極力経費の抑制を図つていきたいと考えており、この実状を町民の皆さんにご理解いただき、当面は現状の形でご協力を願いしたい。



問 ゴミ袋の販売は現在役場と支所だけで扱っているが、これでは遠隔地の方や老人だけの家庭は大変である、ことに夫婦共働きの方など袋を買いに行く機会がなく困っている。美濃加茂市、坂祝町などでは八百屋さんなど一般の店や農協関係などの店などでも扱っており、こうした面でも眞に住民の立場にたつた改善が必要と思う。当局のお考えをお尋ねする。



毎週水曜日に収集される可燃物

## かわべ議会報 No.35

当面は委託販売する考えはない

答(住民課長) この点についても前の質問(ゴミ収集の件)についてお答えしたような理由で、当面は委託販売するという考えは現在のところはない。

(3) 家具類等の粗大ゴミの収集について一考願いたい

問 家具類などの燃える粗大ゴミをそのまま収集している市町村もある。当町でも実現できる方向で一考願いたい。

問 衛生センターの現状設備では困難

答(住民課長) 可燃性の粗大ゴミについては、一定の大きさ以内と定められている。収集については衛生センターにおける人件費、機械の設備等管理運営上において諸経費を最少限に止めたいということで、止むを得ない措置と思われる。この点ご理解いただきたい。

④ 瓦などガレキ類の指定の捨て場所を確保願いたい

問 割れた瀬戸物、瓦などのガレキ類は収集品目から除かれ各家庭で大変困っている。当面、収集が困難であれば、

少なくとも指定の捨て場所くらいは確保願いたい。

廃棄後の公害の問題等もあり慎重な検討が必要である

答(住民課長) ガレキ類の収集については、衛生センターでは将来とも収集計画はなく、町での収集ということまでは、考えられない。

廃棄場所については、以前からの問題であるが、将来において確保する必要があると考え。ただし、用地の選定にあたっては廃棄後の公害の問題あるいは廃棄場所の後の維持管理上の問題等があるので慎重な検討が必要であり、財政面とも合わせて今後検討していきたい。

### 老人いこいの家(仮称)を各地区に設置を



地域のコミュニティーゼンターとしての集会所

向にあり、家族も知らないうちになくなっていたという悲惨な話がよく聞かれる。こうした状況の中で何よりもお年寄り自身が生きがいを求め、励まし合い、さらに老後もなお社会に寄与できる活動を考えながら誇らかに余生を送れるような環境づくりが必要であると考える。これに対する町当局の考え方伺いたい。

### 各地域にある集会所の利用が望ましい

答(住民課長) 施設としては高齢の方が利用されるということで、施設より比較的距離の近い例えは五百歩とか、歩いて五分ぐらいというようなところが望まれる。しかし、現在それぞれ

### 休耕地等の維持管理費援助の働きかけを

問 年々減反政策が強化され休耕や転作農地が増え、これらの水田はほとんど用水を使わない状況にある。ところが木曽川右岸用水の維持管理費だけは払わなければならず、これは道理に合わないのでないか。減反は国、県、町一体となつた政策により止むなく協力させられており、当然国、県、町で維持管理費はめんどう見るべきであると考える、聞くところによれば美濃加茂市では半額を市で負担するようになつたということであり、当町でもこうした制度を

これらの地域あるいは組単位の中でも地域の自治会の中で話し合っていただき、こうした施設をまず使っていたらのがいちばん望ましいのではないかと思う。従つて、高齢者のための「いこいの家」を直ちに設置していくという計画は現在のところは考えていない。

答(産業課長) 今年度は減反割当面積五十四ヘクタールに対して五十七ヘクタールと一〇六割の達成ができたことは各関係者とともに農家の皆さんに厚くお礼申し上げる。減反された水田に対する右岸用水の維持管理費については、当初において転作説明のとき始終この話ができるが、現在では制度上どうしてもできないということでお願いしてご理解いただきたい。

### 保育園舎改築の早期実現を強く要望する

問 保育園舎の改築は長年の念願であり、本年度予算に設計委託料も組まれて、関係者は大きな期待を抱いている。改築については、これまでう余曲折を経てきており今度こそはほんものだと思われている。

早期実現を図っていたらよう強く要望を申し上げ、本年度の設計委託料についての進捗度をお伺いする。

### 制度上、現在ではどうしてもできない

## 六十三年度に目的達成 のため細部を検討中

**答(住民課長)** 田原議員のご質問にお答えしたように、この件については長年の懸案事業であり六十三年度にはぜひひと目的に達成したいということで、現在県の方と細部について検討しながら進めている。なお、国と県との協議は二月下旬、事業決定は六月の予定になっている。

多年の懸案事業であり何としても実施したいということで積極的に進めていくので、皆さんのが格別なご理解とご協力をお願ひしたい。

## 各グランド夜間照明 の設備改善を望む

問 現在、西小学校、中学校、下麻生の各グランドに夜間照明設備があるが、そのいずれも外野部分、特に左翼部分の照度が悪くプレーするに大変困っている。速やかに照明設備を増設し改善を図っていただきたい。

ことに外野方向から内野方向への照明が必要であると思う。これは長年プレー.yamlにとっては懸案事項になつていて、町当局の英断を要望する。



期間中は毎日のように利用されるナイター

## 義務教育施設に支障のない範囲で改善したい

**答(教育長)** 特に西小学校の設備については、酒向議員にご説明申し上げたところであるが、いずれにしても、本町の夜間照明の施設については学校開放の中で行っているのが主体となつていて、その意味合いから義務教育施設に支障をきたさない範囲において改善を図つてきたい。グランドそのものが野球のために造られたものではないことからいって外野方面においては必ずしも十分ではないと承知しているが、許される範囲の中で施設の管理をし、修理

第一点として、「昭和五十九年度の町民意識調査の中で商業の発展の必要性のアンケートによれば、安全で楽しい買物ができる商店街の整備に次いで大型店舗の推進が必要」という調査結果であった」とある。しかし、二次総の資料のアンケート報告には「店舗の大型化の推進」とある。

六十一年十月の文書では、店舗の大型化の推進をと書かれており、その後県からの依頼により前述のごとく回答書が書き替えられている。

**答(産業課長)** 六月定例議会

商工会長から商業開発

株へ出店数等の報告依頼がしてあるという

改善を行い照度の確保に努めていきたい。

## 大型店舗出店問題について

**問** 当町は大規模小売店舗の新設については抑制地域に指定されていると聞いているが、町は第一種大規模小売店舗である仮称「川辺ショッピングセンター」の新設に関して、名古屋通産局長の意見紹介に対して「例外的取り扱いをする必要がある」と回答されている。そして、その理由として次の三点をあげている。

第一点として、「昭和五十九年度の町民意識調査の中で商業の発展の必要性のアンケートによれば、安全で楽しい買物ができる商店街の整備に次いで大型店舗の推進が必要」という調査結果であった」とある。しかし、二次総の資料のアンケート報告には「店舗の大規模化の推進」とある。

六十一年十月の文書では、店舗の大型化の推進をと書かれており、その後県からの依頼により前述のごとく回答書が書き替えられている。

**答(産業課長)** 六月定例議会

商工会長から商業開発

株へ出店数等の報告依頼がしてあるという

終了後、商工会長を呼んで町長と会談され、商工会長としては川辺商業開発株式会社に対し、出店数、料金等について報告するよう依頼してあるということであった。その後における最近を活気に満ちた商店街づくりの推進を掲げているということが書かれているにすぎない。

第三点として、「設置者の川辺商業開発株式会社は地元小売業者が十一名で昭和六十一年に設立し、川辺町の商店街の現状打開策と将来展望にたつて川辺ショッピングセンター(仮称)の計画となつていて」とある。これなど文章として明確ではない。

この回答書を撤回され、もう一度町民の皆さんと膝を交えてよく考えてみてはどうか。町長のお考えをお聞かせいただきたい。なお、六月定例会で町長は地元主導型でできるよう指導していくとの内容の答弁をされたと聞いているが、実際にそうであつたなら、その後どのように対処されてきたのかお尋ねする。

## 計画者が自分を犠牲にして商業者へ援助を

**答(町長)** 商工会長とは、地元主導型といふ私の意見を十分述べ、計画者に対するこうしたたちで指導してほしいと話していきました。また、計画者から状況等をいろいろ聞いたが、この時点では出店希望者が大変少ないという話を聞き、これまで地元主導型とはいえない。従つて商工会の指導を受けながら業者に呼びかけてほしいと指導をした。核店舗を小さくして地元の商業者が多く入れるように敷金料というような問題についても計画者がむしろ自分が犠牲になつて商業者に対する気持ちをひとつ援助してもらいたいというような要請を申し述べてきただ。こうした意味からも通産省

に対する意見書の撤回ということは判断に苦しむわけでありひとつご理解賜りたい。

## 比久見地内の旧ため池の処分について

問 比久見地内の旧ため池の処分についてお尋ねする。

第一点は藤ノ木、上野の両ため池が土地改良事業により、その用がなくなった時点で地方自治法第二百三十八条の六に基づく議決がなされたか。同条は旧慣による公有財産の使用についての規定であるが、その旧慣を変更し、または廃止し使用しようとするとときは市町村の議会の議決を経なければならないとされている。このため池は公共用に供していたのであるから、当然行政財産として扱われていたものと考える。とすればその管理および処分については地方自治法第二百三十八条の四の規定により同条第二項に定める以外の交換をすることができないと考えるがどうか。また、たとえ普通財産になっていたとしても二百三十七条第二項の規定により、処分に関する議決が必要であると考えるがどうか。

第二点は昭和三十年四月一日

の町村合併により明確に川辺町の財産として確定しているものである。この土地を議会の議決もなく土地改良によつて整備することは、二重の誤りを犯すものと考えるが当局の見解をお尋ねする。

第三点はこの二つのため池の帳簿面積は一万一千九百九十一平方尺で、学校用地等で交換する分は三千三百八十四平方尺である。この交換の整合性について具体的に説明願いたい。

## 東小校庭拡張用地などを提供を条件に土地改良法で処理

### 土地改良法による換地処分、機能交換と解釈

答 (町長) 比久見のため池については、松平、上野、藤ノ木の各ため池が合わせて一万一千二百五十平方尺となつていて、他に道路として百五筆、四千二百九十六・〇三平方尺が合わせて一万五千五百四十六・〇三平方尺の公共用地があつた。こう

ては、土地改良法に基づき処分されたという見解をもつております。町長サイドとして行政指導をしてきた。行政財産については、第五十四条の二で換地処分の効果帰属ということで処分され、五十五条の第一項でため池等についてもこれに該当するとなつていてもこれに該当するとなつており決まりました。

また、議会構成のあと次のことをついても決定いたしました。  
◎監査委員の選任について  
知識経験を有する者として井上定美氏(福島五九一、大正九年九月二十一日生)の再任と議会議員から日下部信夫氏が選任されました。

### ○固定資産評価審査委員の選任について

遠藤豊氏(中川辺五三一の一  
昭和五年九月二十日生)が再任されました。

以上のほか、条例等に定める  
より帰属する面積は水路、道路  
合わせて二万百十一平方尺であ  
る。こうした中で行政サイドと  
分、機能交換ということで解釈  
している。

要望があり、校庭用地を代替にいたぐと、いう条件のもとに提案いたし、議会の全員協議会において、ご承認をいただいてきました。用地については、二千百七十八平方尺の山林と九百六十平方尺の畠の合わせて約三千七平方尺と、比久見消防団詰所用地、東小学校進入路など墓地拡張用地も含んで六千四百四十三・四九平方尺が比久見区並びに比久見工区から出されている。

なお、地方自治法に基づく見解については、事務局で十分研究し、お答えしたい。

## 議会構成決まる

昭和六十二年九月三日、第二回臨時議会が開会され、会期を一日と定め議会構成などについて審議しました。

議会の新しい構成は次のとおりです。

区分		氏名
議長		高井信孝
副議長		渡辺節夫
常任委員会	総務文教委員	田原芳郎、高井信孝、横田良房
	厚生経済委員	船戸進、酒向芳喜、則武豊、平岩求、渡辺節夫
	土木委員	福田雅良、佐伯幸信、井上幹雄、日下部信夫
	議会運営委員会	横田良房、酒向芳喜、田原芳郎、福田雅良
	議会報編集委員会	井戸徳、船戸進、渡辺節夫

川辺町はかねてから石神地内に建設計画の雇用促進住宅について、その用地買収並びに造成工事を県土地開発公社に委託していました。この造成工事が完了したので、本町は駐車場その他他の用地として五千二百十七平を取得にあたっては、すでに県

## 第十次道路整備五箇年計画策定に関する意見書

方以上以上の土地の取得であるた  
め条例の規定により議会の議決  
本契約を締結するには、五千平  
が必要です。

土地開発公社と町との間に売買  
の仮契約がなされていますが、  
本契約を締結するには、五千平  
が必要です。

全会一致で可決しました。

## 第3回臨時会

### 雇用促進住宅

## 駐車場用地等を取得

### 一、土地の所在地、地目、面積

土地の所在地	地目	面積
川辺町石神字伴鳥三六〇番三	雑種地	一、九九七平方メートル
川辺町石神字伴鳥三六〇番七	雑種地	一一平方メートル
川辺町石神字伴鳥三六〇番八	雑種地	四五四平方メートル
川辺町石神字矢本四一六番四	雑種地	二、七二三平方メートル
川辺町石神字矢本四一六番五	雑種地	二、二一七平方メートル
合 計		五、二二七平方メートル

第三回臨時会が十月二十八日

に開会され議案一件、議員提案による意見書一件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

### 二、取得の目的 雇用促進住宅駐車場用地外

### 三、取得の方法 隨意契約

四、取得予定価格 金、七千五百六拾九万八千六百七拾円

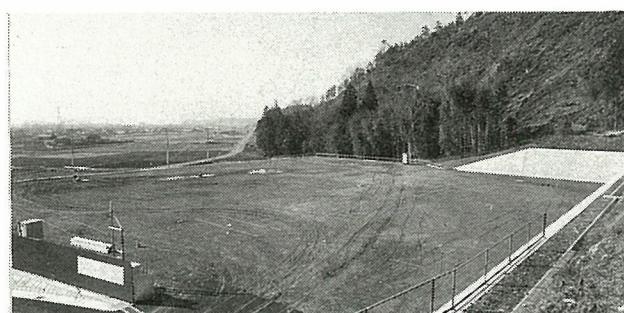
五、取得の相手方 岐阜県土地開発公社 理事長・梶原 拓

### 意見書を採択

## 関係大臣等へ提出

議員提案による発案書（第十次道路整備五箇年計画策定に関する意見書）が提出され、採択しましたので関係大臣等へ意見書を送付しました。

### 雇用促進住宅の建設用地 (石神地区)



よつて、政府におかれては、第十次道路整備五箇年計画に当たっては、道路関係諸税の暫定税率の期限の延長、道路特定財源の道路整備費への全額充当、揮発油税の直入措置による高規格幹線道路の整備推進および地方道路整備臨時交付金制度の存続拡充を図られるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

長官 提出先：内閣総理、大蔵、建設、自治の各大臣および国土庁

議会の議員が、地方公共団体の一般事務について、執行機関の所見を求め、疑義をただすことをいいます。

質問と区別されるものとして質疑があります。質疑は議題となっている案件に関して疑義をただすものであるのに對し、質問は地方公共団体の一般事務について行われ、その範囲も地方公共団体の事務とされていますが、機関委任事務（国または他の地方公共団体等から法律などにより地方公共団体の長へ委任された事務）についても、住民にとつて関係の深いものが少なくなく質問することは可能であるとされています。

ただし、臨時会においてはあらかじめ告示された具体的な事件および急施事件として認定された事件に限り審議するものであるという性格から、緊急を要する事項以外、一般質問はできません。

一般質問を行ふ場合は、川辺町議会では議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければなりません。

## 議会辞典

### 一般質問

## 第4回定例会

## 税条例の一部改正など9議案を可決

一般会計の総額は21億4,878万円に

川辺町税条例の一部を  
改正

字(あざ)の区域の変更について  
土地改良事業により中川辺、石神工区で変更  
木曾川右岸土地改良事業における中川辺、石神工区の本換地作業が進み、地元との変更の協議、県との事前協議が整い、地方自治法第二百六十条の規定により町長より提出があり、議会において議決しました。

これにより、中川辺では從前三十二の字が十一に、石神においては二十八から十九へそれぞれ統合されました。

字(あざ)の区域の変更について

土地改良事業により中川辺、石神工区で変更

地方税法が一部改正されたことにより町税条例においても所要の改正がされました。

今回の改正は、新たに配偶者特別控除が設けられたこと、所得割の税率構造が簡素化されたこと、公的年金等の所得が雑所得に分類変更されたことなどが主な改正点となっています。

川辺町議会議員の報酬および期末手当に関する条例の一部を改正

議員の報酬月額は、それぞれ次のとおりに改正されました。  
(昭和六十三年一月一日実施)  
議長 一九一、〇〇〇円  
副議長 一五三、〇〇〇円  
委員長 一三六、〇〇〇円  
議員 一一〇、〇〇〇円  
川辺町税条例の一部を  
改正

## 可決した案件

## 地方税法の一部改正による所要措置

改正額は次のとおりです。  
(昭和六十三年四月一日実施)

監査委員(月額)	八、七〇〇円	特別土地保有税審議会委員(日額)	七、五〇〇円
学識経験者	八、七〇〇円	委員長	八、七〇〇円
議会の議員	八、七〇〇円	その他委員	七、五〇〇円
教育委員会委員(月額)	一八、六〇〇円	公民館運営審議会委員(日額)	七、五〇〇円
委員長	一八、六〇〇円	川辺町社会教育委員(日額)	七、五〇〇円
その他委員	一三、四〇〇円	学校給食共同調理場運営委員会委員(日額)	七、五〇〇円
選挙管理委員会委員(年額)	四二、九〇〇円	公的年金等の所得が雑所得に分類変更されたことなどが主な改正点となっています。	
委員長	四二、九〇〇円	その他委員	三六、五〇〇円
その他委員	一三、四〇〇円	川辺町議会議員(日額)	一五〇、〇〇〇円
投票管理者および開票管理者(一の選挙につき)	八、七〇〇円	文化財保護審議会委員(日額)	七、五〇〇円
投票立会人および開票立会人(一の選挙につき)	七、五〇〇円	青少年育成指導員(日額)	七、五〇〇円
選挙立会人(一の選挙につき)	七、五〇〇円	川辺町B&G海洋センター運営委員会委員(日額)	七、五〇〇円
農業委員会委員(月額)	八、七〇〇円	その他の委員	七、五〇〇円
会長	八、七〇〇円	貸付審査委員会委員(日額)	七、五〇〇円
その他委員	七、五〇〇円	固定資産評価審査委員会委員(日額)	七、五〇〇円
議員長	八、七〇〇円	青少年育成指導員(日額)	七、五〇〇円

昭和六十二年第四回定例会は十二月十六日から十九日までの四日間開きました。提出された案件は、一般会計補正予算などの議案九件、議員提案による意見書二件が提出され、それぞれ慎重に審議し、いずれも原案どおり可決、承認しました。

川辺町非常勤の特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正

委員長	四二、九〇〇円	その他委員	七、五〇〇円
その他委員	三六、五〇〇円	事務嘱託員・区長(年額)	一五〇、〇〇〇円
国民健康保険運営協議会委員(年額)	七、五〇〇円	公的年金等の所得が雑所得に分類変更されたことなどが主な改正点となっています。	

川辺町常勤の特別職員の給与に関する条例  
の一部を改正

改正額は次のとおりです。

(昭和六十三年一月一日実施)

町長	五五〇、〇〇〇円
助役	四七九、〇〇〇円
収入役	四三三、〇〇〇円

川辺町教育長の給与、  
勤務時間その他の勤務  
条件に関する条例の一  
部を改正

次とのおり給与が改定されま  
した。(昭和六十三年一月一日実  
施)

教育長 四一六、〇〇〇円

川辺町職員の給与に關  
する条例の一部を改正

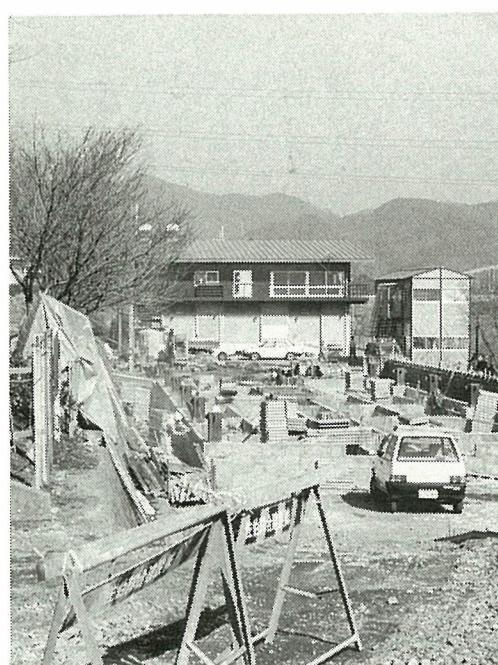
人事院勧告に基づく国家公務  
員の給与改定にともない、町職  
員の給与が平均一・四三%アッ

ブになりました。

漕艇場観覧広場整備 事業費など補正	
計補正予算(第五号)	昭和六十二年度一般会

民生費	△四八六
衛生費	一二〇
農林水産業費	三、三六八
土木費	二一〇、二二六
消防費	二〇〇
教育費	二一、九一五

【補正の主な内容】	漕艇場観覧広場整備事業費一千五百八〇円、可茂衛生施設利用組合負担金(普通交付税算入分)一千五十一万九千円、木曽川右岸流域下水道事業負担金および百七十四万四千円、集団間伐実績事業補助金百三十七万六千円、十八万三千円を追加し、総額を二十一億四千八百七十八万二千円としました。
歳出では	正の



東アジア漕艇国際大会開催へ向けて進む第3艇庫の建設(県事業)

円、川辺中学校備品購入費五十  
万円などとなっています。

寄附金五十万円、交通安全啓発自動車購入費寄附金百万円などとなっています。

昭和六十二年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)	五百六十八万四千円を追加し総額を四億七千六十八万七千円としました。
六十一年度分療養給付費を精算	これは、昭和六十一年度の療養給付費の精算分が確定となり基金積立金として五百三十三万三千円を積立てるることを主な内容としたものです。

六十一年度分療養給付費を精算

五百六十八万四千円を追加し総額を四億七千六十八万七千円としました。

これは、昭和六十一年度の療養給付費の精算分が確定となり基金積立金として五百三十三万三千円を積立てるることを主な内容としたものです。

歳入歳出別内の内訳はそれぞれ次のとおりです。

【歳入】(△は減額、単位千円)

国民健康保険税

国庫支出金

県支出金

緑入金

【歳出】(△は減額、単位千円)

総務費

保険給付費

基金積立金

五、三三三

△一、五九八

△二六二

△一、五九八

△二六二

△一、五九八

## 意見書一件を採択

### 政府関係機関へ提出

第四回定例会の十九日最終日に議員提案による「国民健康保険制度の改革に関する意見書」、「義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書」の二件が提出されました。提出者より説明のあと慎重審議の結果、いずれも全会一致で採択され、内閣総理大臣をはじめ政府関係機関へ意見書を提出しました。意見書の内容は次のとおりです。

#### 国民健康保険制度の改革に関する意見書

提出者 船戸 進  
賛成者 酒向芳喜  
渡辺節夫  
平岩 求  
〃 則武 豊

「地域差調整システムの導入」等により、小手先の弥縫策（ひほうさく）を講じようとするものである。

一、福祉医療制度の創設は、低所得者の負担の軽減と、給付にかかる改善がほとんどみられず、単に低所得者層を分離し、地方に負担を押しつけるものに過ぎず、福祉の名に値する制度とは到底考えられない。

二、地域差調整システムの導入は、医療費の適正化にして、なんら有効な手段、権限を与えていない地方団体に国の負担を転嫁するものである。

三、老人保健医療費拠出金の見直しは、単なる国庫負担率の引き下げを意図したものであります。

これに対する具体的かつ実効のある対応策がとられないまま、新たに「福祉医療制度の創設」、

のに過ぎない。

四、その他給付の改善、医療に関する総合対策の実施、公費と保険料の負担割合の検討などについても、給付の公平化、長期入院の是正、負担割合適正化などの名の下に、国の負担を軽減し、地方団体と被保険者にしわ寄せを図ろうとするもので

ある。これらはいずれも、真に国保の安定運営を確保するものではなく、医療保険行政に対する厚生省の責任を放棄するものにはならないといわざるを得ない。

国民健康保険制度については、その安定運営を確保するため、政府は国保への国庫負担率を従前の四五割に戻し、退職者医療制度の見込み違いなどによる地方政府への負担転嫁分を補填し、また事務費に対する超過負担を解消することこそが先決問題である。

川辺町議会は厚生省が今回提案している改革案には、絶対反対である。よって地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

提出者 田原芳郎 賛成者 井戸徳 〃 横田良房 佐伯邦博
---------------------------------------

#### 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

提出先 内閣総理、大蔵、厚生、自治の各大臣と官房長官、各政務次官ほか。  
提出先 内閣総理、大蔵、文部、自治の各大臣。

## 議会辞典

### 意見書の意義

意見書の最後を「以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する」と結びますが、地方自治法第九十九条第二項には、議会が地方公共団体の公益に関する事件について関係行政庁に意見書を提出することができる旨を規定しています。つまり議会が、その団体の議決機関としての意志決定によって意志を表明することを認めたものであり、内容はその団体の公益に関する限り可能なわけです。

この公益というものは国の事務であっても、自治体の事務であっても公益性があると認められる限り制限はなく、要は処理する権限があればよいわけです。

受理した政府各省などの行政庁は、提出された意見書に対し回答するなどの法的義務はありませんが、せつかり受理したものですから誠意をもつて処理する行政的責任を有するわけです。

一般質問

そこが聞きたい

今回の定例会における一般質問は、三名の議員が当面する町政運営上の諸問題、課題について自分の考え方、意見を述べながら、町長はじめ執行部に対し質問しました。その質問と答弁は次のとおりですが、内容については第一回目の質問、答弁であり、紙面の都合により要約してあります。

船戸進議員

六十三年度予算の編成  
方針と財政運営を問う

昭和六十三年度の予算編成に当たっては、基本的には川辺町第二次総合計画に基づいて作業が進められているものと推測する。町民の命と暮らしを守り豊かで住みよい町づくりを目指し、きめ細かい配慮をもつて取り組んでいただきたい。

①保育料、水道料、国保税などの町公共料金の抑制について特に、保育料や国保税は年々引き上げられ、保育料が高すぎる

ので、美濃加茂市の幼稚園に通わせる家庭も増えている。国保税も支払いのできないという方が出ており、また水道料は極めて高く、他の市町村から転入された方もびっくりされている。慎重に対処していただくよう強く要望する。

②九月議会で要望した諸事項について誠意をもつて検討し、実現していただきたい。殊にゴミ処理問題では、日常生活にかわるものがあるので切実な問題として受けとめていただきたい。転作および休耕田に対する減免は至極あたり前の要求である。

木曾川右岸用水の維持管理費の現在、総額の把握を急いでいるが、歳入面では町税や地方交付税の伸びが期待できないうえ、これらは、これらの田は畠地として

ので、美濃加茂市の幼稚園に通わせる家庭も増えている。国保税も支払いのできないという方が出ており、また水道料は極めて高く、他の市町村から転入された方もびっくりされている。慎重に対処していただくよう強く要望する。

基本的にには第二次総計画の柱に基づいて編成

在、給食センターは欠員状態にあると聞いているが事実とすれば早急に補うべきである。調理員の多くは肩や手を痛めている、この点についてもよく調査いただき対処願いたい。

③職員の配置についてであるが、行革により職員を減らすにしても労働強化や労働条件の悪化を伴うことのないようにされなければならない。殊に子供たちに深いかわりをもつ保育園の保母や調理員、給食センターの調理員については一定の予備員を置き、不測の事態を招くことのないよう配慮されたい。現在、給食センターは欠員状態に

がどのようになつてゐるか。

第二次総合計画の柱を基本に編成



歳出面においては、特に来年度は第一保育園の建設、川辺西小学校の大規模改修、さらに「ぎふ中部未来博」協賛事業の開催等により、財政事情は大幅に増額予想され予算編成は極めて厳しいものがある。

しかしながら、町民の生活水準、福祉の確保等についてはいささかな後退も許さないということが、これについては全町民を

極めて、また被保険者の一人当たりの医療費の実績に対する見込み等十分に検討しながら慎重に進めていきたい。

国保税は厚生省改革案の動向等を見極めて

特に、具体的な要望が列挙されているが、これらについては全町民を包括的に見渡した場合の公平性に国庫補助の削減が見込まれ、また、財政事情等を考えて今後

検討すべき課題であると考えている。

特に公共料金の抑制については、できる限りの抑制を図つていただきたいとを考えているが、ご指摘のあつた保育料、国保税についてはそれぞれ見直しの必要があると考へて、年々園児が卒園していくので一度に改正するよりも、年ごとの少しづつ少ない見直しをした方が公平であるという考え方をもつておられる。

また、国保税については、先般県の行政監査を受け、本町は郡下でも少なく見直しの必要があるとの指摘を受けている。こ

うした面についても皆さん方のご意見をお聞きし検討を進めていきたいと考えているので、ご協力をお願ひしたい。

特に公共料金の抑制については、できる限りの抑制を図つて

ゴミ処理問題は前向きに進めていきたい

答（住民課長）九月議会で要望された事項の中で、特にゴミ処理の問題については仰せのとおり切実な問題であることは認識している。負担のかかることばかりであるが、町民の皆さんのご理解を賜りながら前向きに進めていきたい。

転作で作物奨励金として補助、ご理解を

答（産業課長）転作および休耕田に対する木曽川右岸用水の維持管理費の減免であるが、今年度水田農業確立対策事業で一般作物奨励金として麦、大豆等作付けしていただいた水田については十アール当たり三千円とするのでご理解いただきたい。

転作は一時的なもので  
田として課税したい

答（税務課長）転作田の畠地課税については、転作をされたために、地目は田として課税

をさせていただくのでお願いしたい。

今はこの条例からの適用除外されるよう要求する。

### 給食センター調理員の欠員は補充すみ

現在、九十件が届出、今後よく調査検討する

答（教育長）給食センター調理員の欠員については十月末で一名退職があつたので早急にこれの補充のため広報で公募し、十二月七日に面接試験を行い、対応しているのでご理解賜りたい。

### 生活排水管の占用料徴収を条例から除外を

問 川辺町道路占用料徴収条例には地下埋設物についても占用料を徴収するよう定められている。

下水路あるいは排水路、道路側溝などが整備された地域ではそうした費用がかからないわけであり、またその地域の人たちは自分で特別の設備をしなくてはならない。費用も排水を行なうことができる。

しかし、こうした環境から外れた地域の方は自分でパイプをいけて遠い測溝、排水路まで水を流している状況である。こうした状況を考えて、せめて日常生活の雑排水にかかるものについては路線バス存続のため園児の

育料も非常に高く送迎の添乗も大変であるということで送迎をしてもらえる町外の幼稚園へ通わせている。幸い第一保育園の改築が予定されており、この機会に町内循環の町営バスの運行について検討してみてはどう後よく調査し検討したい。

### 町営バスの創設運行について提案

問 モータリゼイションの発達は私たちの生活環境を大きく変えてしまい、その利便性は計り知れない恩恵をもたらしている。

しかし、その反面交通弱者といわれる幼児や老人から、路線バス等の廃止により、足を奪うという不便をもたらしている。

お年寄りが医者へ行ったり、買い物に行く場合など少し離れたところでは列車やバスを利用出来なければ大変である。保育園児の通園も同様に遠隔地の方は大変な状況であり、鹿塩地区では路線バス存続のため園児の

いない家庭も含めて全戸が年間一万二千円も使うこともないバスの回数券を買わされている。下川辺地区では、バス代も保育料も非常に高く送迎の添乗も大変であるということで送迎をしてもらえる町外の幼稚園へ通わせている。幸い第一保育園の改築が予定されており、この機会に町内循環の町営バスの運行について検討してみてはどう

ではないか。町内の交通が便利になれば人の往来、交流が盛んになり町の活性化にも役立つのではないか。

町内の交通が便利になれば人の往来、交流が盛んになり町の活性化にも役立つのではないか。



車への依存が大きく、バス利用客は減少の一途

### 「住民こそ主人公」の立場で行政を

問 「燃えないゴミ処理券」と書かれた一枚のエフがある。そ

の片方の裏には単に「ガレキ、カワラ、陶器類は収集しません」と書かれ、もう一方の裏には「ガレキ、カワラ、陶器類、タイルは収集しませんので提出しないで自分で処分してください」と書かれている。複数の主婦の方から指摘されたが、ガレキ類の処分に困っておられるこの人た

ちにとつては、まさに役場からの挑戦状に見えたそうである。また、車の行き違いで、すぐ側溝の蓋を割つてしまふので、丈夫な蓋をということで役場へされたという訴えがあつた。ちなみにこの道路は大北地内でも中学生の通学路にもなつてゐる。

これらは数少ない事例であるが、ここには極めて官僚的な職員の姿が表われている。全ての職員がそうだとということはいわないが、全体の奉仕者として「住民こそ主人公」の精神に貫かれた行政が行われることを強く要望する。

### ガレキ類廃棄場所の確保を早急に検討したい

答（住民課長）ガレキとか瓦タイル等については現在、仰せのとおり収集体制がなく、実際に苦慮されている方があるかと思う。しかし、だからといって不燃物といつしょに提出されても衛生センターでは収集しないので、収集箇所に放置されたままという例がある。

こうした場合には、結局職員が出かけていつて処分するとい

う願いしたが上司に相談するともなく窓口の職員に門前払いされたという訴えがあつた。

世界の反核、平和運動を勇気づけるものとして歓迎されている。しかし、この条約によつて廃題は両大国による解決が第一の問題だろうと思っている。町においては、議会の皆さん方とよく協議をいたしまして、そうした方向に努めていきたいと考えている。

（議長）この件については、皆さんとよくご相談を申し上げ、前向きの姿勢で検討していただきたい。

### 「非核都市宣言の町」へ

答（土木課長）大北地区における側溝蓋の件について窓口で門前払いがあつたというようなことであるが、住民の皆さまに接するときは態度、特に言葉使い等注意するよう指導しているが、今まで以上に十分指導していきたい。

### 接する態度等を今まで以上に指導したい

うようなことから、ついその職員の愚痴が「自分で処分」という言葉に変わり、文字に変わつてしまつたという経過のようである。適当な処分場所とか保管場所がない方にとっては確かに問題であり、廃棄場所の確保については、早急に実現すべく検討中である。

私たち、唯一の被爆国の国民として、その先頭に立ち、核兵器全廃を目指さなければならぬ。この際、川辺町も「非核都市宣言の町」として、この運動に参加することを訴えるものである。町長のご所見をお伺いするとともに議長は川辺町議会として決議されるようお困りくださることを要望する。

### 今後の税収をどう見込んでいるか

田原芳郎 議員

### 木曽川右岸流域下水道事業の町民へのPRを

答（税務課長）税収見込みについて六十二年度を一〇〇とすると六十三年度は九三・四、六十四年度が一〇〇、六十五年度は一〇四・八ぐらいの見込みと思う。

### 六十五年度の指數は一〇四・八ぐらい

十二月八日には、すばらしい決定がなされており、こうした問題は両大国による解決が第一の問題だろうと思っている。町においては、議会の皆さん方とよく協議をいたしまして、そうした方向に努めていきたいと考えている。

（議長）この件については、皆さんとよくご相談を申し上げ、前向きの姿勢で検討していただきたい。

（議長）この件については、皆さんとよくご相談を申し上げ、前向きの姿勢で検討していただきたい。

（議長）この件については、皆さんとよくご相談を申し上げ、前向きの姿勢で検討していただきたい。

答（税務課長）税収見込みについて六十二年度を一〇〇とすると六十三年度は九三・四、六十四年度が一〇〇、六十五年度は一〇四・八ぐらいの見込みと思う。

### 六十五年度の指數は一〇四・八ぐらい

（議長）この件については、皆さんとよくご相談を申し上げ、前向きの姿勢で検討していただきたい。

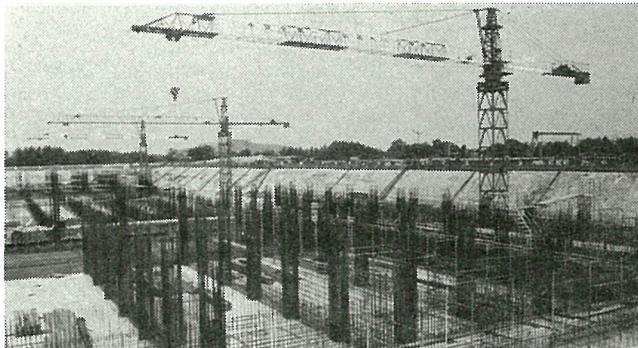
（議長）この件については、皆さんとよくご相談を申し上げ、前向きの姿勢で検討していただきたい。

### 広報、パンフ、意識調査等で認識を高めたい

答（企画室長）ご指摘のよう

に懸案の終末処理場の問題についても解決し、県においても本

格的に事業に着手されることとなる。新聞、テレビ等で報道がなったように本町へ本管が通るのは昭和七十一年の予定となつていて。多額な経費が必要であり、計画については、町民の皆さんの考え方等考慮する必要があり慎重に対処していかなければならぬ。下水道を正しく理解していただくため広報への掲載、パンフレットの配付、下水道に対する意識調査などによりPRしていきたい。



市) 水処理施設築造工事(各務原

## 消防防災無線の町内全 域の設置計画はあるか

問 災害情報伝達体系として消防防災無線を町内全域に設置するという計画は以前からあつたようだが、その予定はあるのかどうか。また、あるとすればどのくらいの期間と経費が必要であり、これに対して消防法で定められた補助金はどのくらいあるのかどうかお尋ねする。

## 六十四年設置へ向け て検討中

答 (総務課長) 防災無線につ

いては川辺町第二次総合計画の中において防災安全対策の推進を掲げており、昭和六十四年度に何とか整備したいということを現在検討している。方法については野外にスピーカーを付けるマスト方式、各戸屋内にスピーカーを付ける宅内方式がある。どちらも一長一短があり、マスト方式は家屋が非常に充実してきており、聞こえないといふ弊害があると聞いている。宅内方式であれば非常に結構なことであるが経費がかかり、有効利用からの面、財政計画の

面について現在検討している。経費については概算で一億八千五百万円から二億円ぐらいでマスト方式にすると若干安くなるようである。補助金については消防法による三千万円を限度とする補助金があるが満額補助されるか心配であり、こうした制度があることをご報告申し上げ、財政計画をよく検討し六十四年に向けて推進を図っていただきたい。

## ダム湖内の釣り場小 屋について

問 川辺ダム湖内に点在する漁業組合の方々の釣り場の問題

であるが、ご承知のように六十三年度は本町において、「ぎふ中部未来博」に協賛して東アジア漕艇国際大会が開かれることとなつていている。ダム湖内に二百七十箇所もあると聞いているこの釣り場をどうするかお尋ねする。

## 漁業組合の協力的な發 言をいただいている

答 (教育長) 仰せのとおり六十三年に川辺漕艇場において、東アジア漕艇国際大会を予定しており、点在する釣り場小屋の

件について川辺米田地域の漁業組合の役員会に出席させていた

健康への関心も高まり体力づくりが盛ん

だき、その主旨を説明申し上げたところである。そして、この周辺の整備についてお願いをしたところ非常に協力的な発言をいただき、その後可茂土木事務所、中部電力等とも協議し、各管内の組合員の方々に周辺整備についてご協力いただくよう文書をもつてお願いしているところである。皆さんからはご協力をいただけるような反応を得ている。

## 体育指導員を各区に 一名の配置を

問 最近川辺町も町民スポ

ツが非常に盛んになり、郡体などでも非常にいい成績をあげておられ誠に喜ばしいことである。しかし、名選手、名指導者ということにはあたらないようないい、町民運動会を見ていても指導員と体育委員がうまくいくていかないようなことを感ずる。

せめて指導員を希望としては各区内に一名ぐらいずつおいて、体育指導員、体育委員、区長さんたちがスクラムを組んでいたが、今後は体育振興に役立つていただきたいと思うがどう

## 十分検討していきたい

答 (教育長) 従来六名の体育指導員と各区内二名で二十四名の体育委員にお願いして、みんなのスポーツの定着といったことにについて努めてきた、指導員増員の要望があり六十二年度から二名増員し現在八名である。

配置については各小学校下に二名ずつであったが、西小学校下は範囲も広いということで、今回四名にさせていただいた。

ご指摘の各区一名ずつの指導員をおくことの要望については



(21) 昭和63年3月11日発行

現在の指導員と体育委員のかかわり合い、そういったところで、やりにくい点があれば十分検討し改善を図っていきたい。

## 生活環境保全林の適用地はないか

問 生活環境保全林、これについては岐阜県でも相当方々でやつておられるが、川辺町にはこういった適用する土地がない

のかどうか。また、保全林というのはご承知のように国で全部やるものと、県でやるものといろいろあるが、私は保全林というのはリクリエーション基地を兼ねて作るわけであるから、将来的に老人の福祉センターでも作る場合に併合施設として、こいつのをできないかと考えるがどうか。

## 適地の再調査・研究をしていきたい

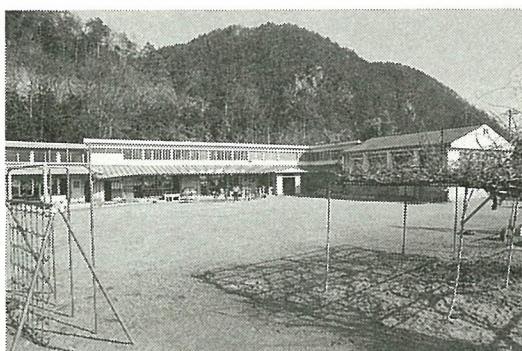
答（土木課長）生活環境保全林整備事業の適用については、以前にも可茂山林事業所の方へ要望して適地調査をしたがなかなかその適地がなかったという経過がある。県下では、八か所こういった事業が実施されてい

るが、当町の山林は急傾斜地がほとんどで適地がないと思われる。今後、再調査・研究をしていきたいと思ってるのでご理解願いたい。

## 則 武 豊 議員

## 第二保育園の改築計画はあるか

問 川辺第二保育園改築計画についてであるが、昭和三十四年に建設され二十八年経過し非常に老朽化している。修繕を



昭和三十八年に現在位置に  
移転した第二保育園

要する箇所もあるが、もし三年で改築計画があるとするならば、むだな投資も必要ないと考えるが、その辺どうお考えか伺いたい。

もう一点、床が抜けたとかガラス戸が悪くなつたというような修理については、幸い父兄の「愛育会」という会が材料を提供され勤労奉仕によって直していただいている。こういったこととも町当局はよく認識していたとき修理箇所その他によく目を配つていただき直していただきが望ましいと思う。

## 財政事情を勘案し進めさせていきたい

答（住民課長）第二保育園は仰せのとおり、昭和三十四年に建設し、その後三十八年に国道四十一号の用地にかかり、現在位置に移築した。園舎について老朽化が進んでいることは認識しているが多額な建設費を必要とし、何年度に改築するという

## 舗装は利用度の高いところを主体に実施

ことは現段階では申し上げられないが、六十三年度には第一保育園の改築、その翌年には防災無線の設置等の事業が山積しており、財政事情を勘案しながら進めていきたいと考えている。

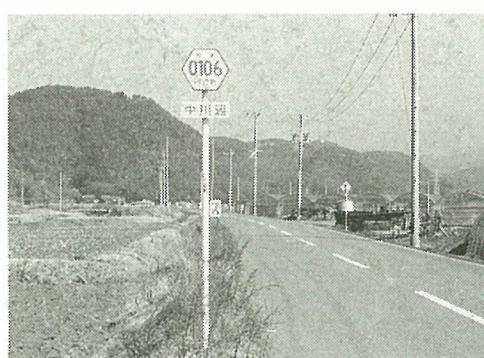
答（土木課長）町認定道路の

なお、小さな修繕等については、できるだけ速やかに実施していきたいと考えている、よろしくご理解賜りたい。

## 町道等の舗装と認定道路番号の根拠について

問 町の認定道路の舗装について私が見た感じでは四〇番ぐらいの未舗装道路があると考えている。特に上川辺地区において未舗装が多いということも申し上げておきたい。それから、更には認定番号についていない農道等の舗装について、受益者の負担によって舗装を実施している現状であると思うが、これについて何か基準というものがあるか。それから認定道路には番号が百から七千台まで付いていると思うが、この番号をつけた百台については最優先道路ということであるが、一千台から七千台の番号について、その根拠とあるかどか伺いたい。

それから町道の番号であるが幹線道路については一級、二級というふうに番号をつけておりその他の川辺町を七ブロックに分けて、それぞれ道路の維持管理、道路台帳の整備等を行っている。



幹線道路は、一、二級、他は七ブロックに分けて標示

22日	21日	18日	17日	10日	9日	7日	9月3日	10月15日	23日
各会計決算審議	加茂郡議長会（美濃加茂市）	会期の決定、町長提 案説明、議案一括上 程、質疑	第三回定例会運営等 について協議	（乗鞍青年の家） 議会運営委員会開催	"立志の集い"に出席 （美濃加茂市）	厚生経済委員会協議 会構成について審 議	第二回臨時会開催 議会構成について審 議	県町村議會議長会定 期総会（岐阜市）	可児・加茂郡町村議 員会再開。一般質 問、討論、採決、決 算審査特別委員長報 告
12月3日	24日	20日	13日	12日	10日	9日	11月6日	20日	25日
厚生経済委員会協議	議会全員協議会開催	東アジア漕艇国際大 会等について協議	佐賀県東与賀町総務 委員会視察来庁	三重県飯南、多気郡 町村議事務局長視 察来庁	三重県大台町総務財 政委員会視察来庁	県町村議會議長会	中濃、東濃、飛騨地 区正副議長研修（高 山市）	愛知県藤岡町総務文 教委員会視察来庁	東海還状道路促進同 盟会総会に議長出席 (東京都)
28日	27日	26日	24日	23日	19日	16日	8日	4日	1月4日
消防団年末夜警巡察 (議長)	消防団年末夜警巡察 (議長)	（副議長）	可児・加茂郡合同議 長会（美濃加茂市）	各一部事務組合議會 に議長出席（美濃加 茂市）	定例会再開。一般質 問、討論、採決	第四回定例会開催、 会期の決定、町長提 案説明、議案一括上 程、質疑	岐阜県道路整備決起 大会へ議長出席（岐 阜市）	水力発電施設交付金 拡充決起大会に議長 出席（東京）	会開催、62年度一般 会計補正予算等審議
16日	15日	14日	13日	12日	11日	10日	29日	21日	15日
可児・加茂郡町村議 員会（美濃加茂市）	総務文教委員会協議	会開催。63年度予算 など審議	（副議長）	国道四一八号陳情に 議長出席（東京）	名濃バイパス陳情に 副議長出席（東京）	伝染病予防組合議會 へ議長出席（多治見 市）	厚生経済委員会協議 会開催。国保税およ び保育料見直しにつ いて協議	郡町村議長会長会お よび県首脳部との合 同懇談会（岐阜市）	成人式に議員出席
20日	19日	18日	17日	16日	15日	14日	27日	20日	20日
（議長）	（副議長）	会（東京）	町村議會議長全国大 会（東京）	佐賀県東与賀町総務 委員会視察来庁	三重県飯南、多気郡 町村議事務局長視 察来庁	（美濃加茂市）	会議員研修会開催 (岐阜市)	郡町村議長会長会お よび県首脳部との合 同懇談会（岐阜市）	会開催、62年度一般 会計補正予算等審議

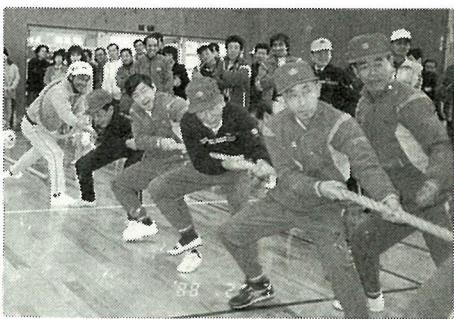
## 議会日誌

昭和62年  
9月3日  
～  
昭和63年  
2月22日

編 集 後 記

議会報の発行が非常に遅れた  
ことを深くお詫びいたします。  
ただける議会報を発行していき  
たいと思っておりますので、今  
後ともよろしくお願ひいたします  
す。

議会報編集委員会



綱引き大会に出場